

2010年2月25日

神奈川県知事 松沢 成文 様

## 武田薬品研究所建設事業にかかわる 環境アセスのやり直し等に関する要請書

武 田 問 題 対 策 連 絡 会  
共同代表 青柳節子 木村直人 小林麻須男  
齋藤勝彦 平倉 誠 宮澤政文  
連絡先 小林麻須男  
(藤沢市亀井野 1371-5)

武田薬品研究所の建設工事が進行中ですが、以前武田薬品工業(株)(以下「武田薬品」という)が神奈川県に申請し実施した環境影響予測評価に関し、重大な申告違反があり、それにより周辺住宅地域に公害をまき散らす恐れが有ると思われるので、下記の項目について、貴審査会にて早急に事実関係を調査の上、環境アセスをやり直すなど是正措置を講じて頂くよう要請します。

なお、本件は、施設の工事中であることなど、急ぐ必要があると考えておりますので、3月25日頃までに審査会のご回答を頂きたい、あわせて要請します。

### 記

#### 1、評価項目「大気汚染」に関して 追加の環境アセスを実施することの要請

評価項目「大気汚染」に関し供用開始後について、武田薬品が評価細目に選定した廃棄物処理施設(実験動物の死骸の焼却炉をさす。以下「焼却炉」という。)について、武田薬品はWHOの指針(2度焼き、2回目1000度以上)と異なる方式の焼却炉を使用してきたので、従来と同様な方式の廃棄物焼却炉を予定した場合、悪臭やダイオキシン類以外に、硫黄酸化物、病原体や実験動物に投与された研究材料の燃焼後の

物質などが焼却炉から放出される危険性がある。また、RI(放射性同位元素)物質を投与された実験動物は焼却処分できないと思うが、ならばどのように処理するか不明である。

飼育段階の実験動物関連施設からは、研究所15棟の屋上に配置される排気口群の総数190基のうち、排気口5基が実験動物の排泄物などの固液分離槽から、また排気口45基が動物実験室から、合計毎時373万5千立方メートルにおよぶ動物起因の排気が放出されることになると思われる。

危険な研究材料が実験動物に接種や投与されるなどによって、飼育観察中の実験動物からも危険な研究材料が発散され、動物実験室からの排気が汚染されている危険性がある。従って、屋上に配置される計50基の排出口より排出される毎時373万5千立方メートルの動物実験起因の排気について、評価項目とする必要がある。

創薬化学実験施設から、研究材料に関わる有機溶媒及びその他の化学物質が研究所の屋上に配置される排気口群の総数80基から総量毎時320万立方メートルの排気が排出されるという。これらの多量の研究室排気は、悪臭以外に、危険な研究材料に汚染されていることが明らかである。また有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に該当する化学物質が排出されることについて、濃度規制のみでなく総量規制されるべきこと、スクラバー排水が、排気口から排気と一緒に外気に放出するのは、スクラバー本来の機能に反しており、環境に係る重要な装置に於けるスクラバー洗浄水の大気中への放出を防止すべきである。

P3実験施設からの排気はHEPAフィルタによるエアロゾル等の除去装置を経過して排出するとされているが、HEPAフィルタによっても、研究材料の病原体放出の危険性は確率の問題といわれている。またP2やP1の実験施設からの汚染排気には、HEPAフィルタのような高性能フィルタは使用しないとしているので、影響評価及び対策の検討が必要である。

研究材料の外気への漏洩は、むしろ研究棟設計の前提として予定されている。住宅地には壮年期の健常者のみならず新生児から高齢者までが居住しているし、周辺の配慮施設の保育園や病院、老人施設には、施設の全ての利用者にたいし公衆衛生上十分な配慮が必要である。

WHOの英文の指針について、武田薬品は独特の解釈の和訳に基づいている部分があり極めて疑問。とくにP3実験施設の住宅地との関係、気象と地理条件に係る立地規制のWHOを解釈していることの内容について武田薬品の方が誤訳をしていた場合は、当該新研究所の設計思想も誤っていたこととなり、近隣の住民らにとって危険このうえないことと言える。(添付資料1を参照)

排気量が膨大であることから、また工程排水を空中放出することから、「気象」についても環境影響評価が必要となる可能性が考えられる。大気への排出ガスが周辺に滞留

すれば、住民等に対する影響は看過できないものとなる。

以上のような研究材料の漏洩に関し具体的な問題がありながら、武田薬品が「大気汚染」全般を扱おうとしなかったことに重大な申告違反があるので、追加の環境アセスを実施することが必要であると考えます。

## 2、評価項目「水質汚濁」に関して 追加の環境アセスを実施することの要請

神奈川県環境影響評価審査会は、武田薬品より出されていた実施計画書(案)の、新研究所建設事業に拘わる排水処理計画に対して平成19年8月の意見書で「実験室系排水及びエネルギー棟排水は公共下水道へ放流する事としているが、自ら処理することになった場合は、これに伴って変更される事業計画の内容について明らかにするとともに、影響が想定される放流河川の水質汚濁や水性生物を評価項目とすること」と指摘している。

それに対し武田薬品は、平成19年12月に提出した環境影響予測評価書案で「供用開始後において研究所内で使用した上水については、水質管理の上、排水処理槽で流量を適切に調整した後、公共下水道へ放流することとしている。」「以上の理由により、評価項目として選定しない」ことにしたと回答した。(評価書案 141 ページ)

もともと当該下水処理場は研究所排水の処理を目的とした施設ではなく、無論どのような工場排水や研究所排水にも対応処理できない設計の施設である。しかも下水処理場では境川に処理水を放出している。

どの事業所からの排水を受入れたとしても、それが環境アセスでいう水質汚濁を境川に引き起こさないかどうかについて、下水処理場自体は何も断定できないというのが実態と思われる。従って、審査会が下水処理場の排水の水質汚濁を環境影響評価しない限り、研究所の下水道に向け放流する研究所排水を環境影響評価すべきであるということになる。

武田薬品は、審査会から のような指摘を受けて、研究所の先の、下水処理場が放流する処理水で河川が水質汚濁や水性生物への影響は無いのか、見解を問われていることを理解せず、正しい応答をしなかったことが誤りであった。

上記環境影響予測評価書案に対する平成20年5月に出されたパブリックコメントにたいし、武田薬品は見解書の中で、「供用開始後の施設からの排水については、藤沢市と協議の結果、水質管理の上、排水貯留槽で流量を適切に調整したのち、公共下水道へ放流する計画と致しました」と、くりかえしの内容を回答している。

この間の武田薬品と藤沢市との打合せ記録(平成19年5月～7月打合せ記録)を見ると、藤沢市より約4000m<sup>3</sup>/日の排水量は多すぎると指摘され、平成19年11月1日には、武田薬品より「排水量は約2000m<sup>3</sup>/日とする事を検討する」とこととなったと記載されている。

公共下水道に放流しない約2000m<sup>3</sup>/日の排水はどうするのかとの当会の質問に対し、武田薬品は空中に放出するとの回答であった。

(添付資料2、給排水フローシート参照)

一連の経過を見ると武田薬品は、当初約4000m<sup>3</sup>/日の排水を大清水浄化センターに流し込む計画をしていた。しかし、藤沢市との協議の中で、約4000m<sup>3</sup>/日もの排水は受入れられないと言われるや、約2000m<sup>3</sup>/日に排出量を半減させ、約2000m<sup>3</sup>/日の残りの排水は空中に放出するとの計画に変更してきた、という事が解る。評価書案125Pでは4500m<sup>3</sup>/日と2200m<sup>3</sup>/日を記載、(評価書も同じ数値)。

神奈川県環境予測評価書に於いて武田薬品は、排水は公共下水道に流すから、排水の環境予測調査はしないと回答し、他方藤沢市とのやりとりでは、武田薬品は排水の半分しか公共下水道に流さないこととしているのである。残り半分は空中に放出するにしろ、公共下水道に流さない2000m<sup>3</sup>/日もの別の排水がある限り、環境影響予測調査の意見書の指摘に基づけば、環境影響予測評価が実施されねばならないはずである。神奈川県には公共下水道に流すから環境影響予測調査はしないといいながら約2000m<sup>3</sup>/日もの危険な排水を空中に放出するという武田薬品のごまかしは絶対に許されるべきではない。

武田薬品は、冷却水排水、スクラバー排水、ボイラー排水のそれぞれ半分を空中に放出しようというものである。しかし、どのようにして半分もの水を空中に放出しようとしているのか、武田薬品は何ら説明していない。水バランスにおいても、その計算式も明らかにしていない。

空中に放出される水の内、スクラバー排水は研究所内の汚染排気を洗浄した危険な排水である。特定施設であるスクラバーのリストから推定すると、循環使用されるスクラバー洗浄水には、補填上水は1%にしか満たず、排気と比べ50倍とか99倍とかのオーダーに汚染物が凝集していることになり、その様な汚染水を排気に混ぜて大気中に放出していることになる。もとより洗浄水が浄化装置を循環するなどということはどこにも記載されていない。

またボイラー蒸気もオートクレーブで滅菌に使用された蒸気である。更に冷却水もクーリングタワーで汚染排気との接触により濃縮汚染される。危険な排水を空中に放出し外部にまき散らすなどという事は絶対に許されることではない。

以上の状況経過から、神奈川県環境評価予測審査委員会として下記の事項につき武田薬品を指導されるよう要請する。

- 1, 武田薬品に対し空中に放出する2000m<sup>3</sup>/日の排水についても、下水道へ放出する分についても水質汚濁の環境影響予測評価を実施させ、もしくは大気汚染で評価を再実施させること。
- 2, 空中放出はきわめて危険であり、「液化し」武田研究所内で排水処理設備を設置させること。
- 3, 武田薬品研究所の排水約4000m<sup>3</sup>は、全量は(藤沢市の下水処理場である)大清水浄化センターで受入れ得る排水量では無いので、全量を武田薬品研究所の構内で自社処理できる排水処理設備を設置するよう指導されること。
- 4, 武田薬品に対し、研究所の排水・排気に関するフローシート、水バランス等をすべて公表するよう指導されること。

研究所内で使用した上水のうち2000m<sup>3</sup>/日もの水量の排水を空中放出することと同時に、公共下水道へ研究所排水2200m<sup>3</sup>/日を放流して、その先で下水処理場から放流河川(河川の名、境川)に放流したとき、研究所排水の処理を目的としていない大清水浄化センターからの一般河川への放水は、放流先としている境川にたいして研究材料である病原体ないし有害物質による汚染が完全除去されぬまま境川に放出されることが想定され、流域および観光地江の島周辺の海域を水質汚濁する危険性がある。このことから、評価書の記述の、2200m<sup>3</sup>/日を下水道に放流すると仮定しても、下水処理場から境川に放流するまでを環境影響評価対象とするか、藤沢市が環境アセスを申告しなくてはならないとする事こそが道理である。

空中放出も下水道放流も、対象領域すべてに対し最終的に大気と河川に放出する施設まで審査範囲を拡大して評価すべく、環境アセスをやり直すか、追加の環境アセスを行う必要がある。

(注：放流排水の数値等については、武田薬品と藤沢市下水道課とのやりとりの数値を使っていますので、他の書類の数値とは若干異なっています。)

以上